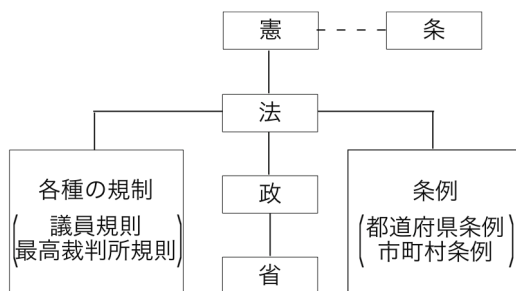


講義第2回 現行の法制度

岡本 裕樹

I. 現行法体系

法体系の階層的構造



* 同じ階層に類別される法規の優先劣後関係

後法は前法に優先する (ただし、法律不遡及の原則)

特別法は一般法に優先する ex. 民法と商法

規律対象による法の分類

① 公法と私法

公法・・・国家統治権の発動に関わる国家や地方公共団体の組織や活動に関する法

憲法、国会法、裁判所法、地方自治法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法など

私法・・・国家統治権の発動に関わらない私的な生活関係を規律する法

民法、商法、借地借家法、信託法など

② 刑事法と民事法

刑事法・・・犯罪と刑罰の種類、および、犯罪に対し刑罰を科するための裁判手続、犯人の捜査・逮

捕に関する手続などに関する法

民事法・・・私人の財産関係や家族関係、および、私人間の紛争に関する裁判手続などに関する法

* 刑事法と民事法の具体的相違

国（検察官）対国民（被告人）と私人（原告）対私人（被告）、罪刑法定主義と条理・類推適用、
犯罪を構成する故意の原則的必要性と過失責任主義、裁判の必要性、「疑わしきは被告人の利益に」
など

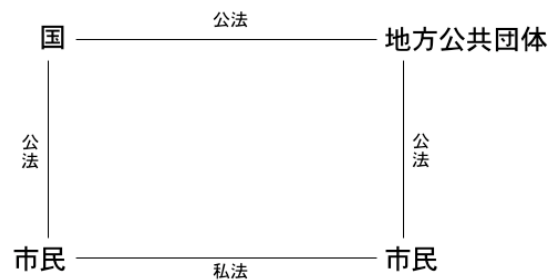
③実体法と手続法

実体法・・・法主体間の権利・義務の種類・変動・効果を規律する法

手続法・・・訴訟などにおいて法令を具体的な事件に適用するための手続を定めた法

* 実体法と手続法の概略的対応関係

刑法など — 刑事訴訟法など
行政に関する法 — 行政事件訴訟法など
民法・商法など — 民事訴訟法など



* 憲法に関しては訴訟法なし

三権分立と違憲立法審査制

II. 現行の法制度を支える基本理念

近代市民社会の論理

資本主義社会を前提としたすべての個人の自由・平等・独立と個人の自由な社会活動の承認

資本主義社会：商品交換が普遍的に行われる社会

商品交換：富の所有者が相互に相手の富の所有を承認しつつ、これを交換すること

権利能力平等の原則：すべての私人に独立自由な法的主体性（法人格）が認められる

所有権絶対の原則：すべての財貨の上に排他的な私的所有が認められる

私的自治の原則：政治権力の介入なしに、自由な合意（契約）による商品交換が認められる

自律的な商品交換が政治権力の介入なしに自由に展開されるためには・・・

①「近代法」における公法と私法の分化、「夜警国家」の思想

政治権力から分離された自己完結的な私法体系の形成

国家には私人の自由な社会的活動の展開を保障する消極的役割のみ

②民主主義の確立

市民による政治権力の所有・行使

「夜警国家」から「福祉国家」へ

自由平等独立の個人による自由な社会活動の展開を通じた、各人の幸福・社会調和の実現

現実には・・・

経済的弱者の自由な経済活動が妨げられる

自由平等独立の個人間に支配・隷従関係が生じる

一部の市民は社会的生存すら脅かされる

↓

国家の役割の変化・・・経済的弱者の生存を維持するために、経済的強者の自由な社会活動を規制

社会法思想の発展・・・生存権を中心とした社会的基本権の保障と、国家権力または集团的自治による

財産権の制限

労働法、社会保障法、借地借家法

市場経済の発展と新たな法分野の生成

経済法：市場独占・カルテルによる市場の自動調節作用が機能不全に陥ることを是正

独占禁止法、不正競争防止法など

知的財産法：情報の保護と社会発展の調和

特許法、著作権法、意匠法など

消費者法：事業者・消費者間に情報力・交渉力格差が生じていることを是正

消費者契約法、割賦販売法、特定商取引法、利息制限法など

Ⅲ. 「法学」とは何か

法解釈学：当為（～しなければならないこと、～してはならないこと）の探求

法社会学：社会的存在としての法を対象とし、その生成・適用・消滅を因果関係において法則的に捉える

法史学：法の歴史を研究

比較法学：各国の法を比較研究

法哲学：法の概念や法の理念、法学方法論を探求

【参照条文】

憲法98条1項：この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。